

宅地建物取引士資格試験合格後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする方は、まず、**合格した試験地の都道府県知事**の登録を受ける必要があります。

したがって、宮崎県で試験に合格した方以外の申請は、宮崎県在住者でも受け付けることができません。合格した試験地の都道府県へ申請書を提出してください。

- 原則、土木事務所又は西臼杵支庁に1部提出してください（申請者側で登録内容は把握しておいてください。登録内容に変更があった場合は、変更登録申請が必要です）。
- 県外在住者等については建築住宅課への郵送でも受け付けますが、郵送中の事故について責任は負いませんので御留意ください。
- 以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。

## ○宮崎県知事登録（宅地建物取引士 資格登録申請）

### 書類一覧・順序

書類提出前に、この「書類一覧・順序」で必要書類の漏れがないか御確認ください。  
↓この順序で御提出ください。

順序	書類の名称	対象	摘要	備考
1	【様式第五号】登録申請書 (第一面)	全員	縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度の顔写真貼付	
2	(第二面)	全員	登録手数料として宮崎県収入証紙37,000円分。県外在住者等で宮崎県収入証紙の購入が難しい方は、(一社)宮崎県職員互助会(0985-26-7264)にお問い合わせください。	
3	【様式第六号】誓約書	全員		
4	【様式第五号の二】 実務経験証明書	宅地建物取引業者の実務経験で資格登録を受けようとする者 (第一面)項番12に記入の者	宅地建物取引業の実務経験が、申請時から過去10年以内に2年以上必要。 ※複数業者で実務経験があるが、その一部で期間を満たしていない場合、それ以外の業者から証明をもらう必要はない。	4と5のセット 又は6 のいずれかを提出
5	【様式第八号の二】 従業者名簿の写し		4と連動する期間の、本人掲載箇所のページのみ提出(それ以外の提出は不要)。 代表者が原本証明(「原本の内容と相違ありません」と記載し、証明日、業者名を記入した上で、代表者名を記名)したもの。 ※複数の事務所を異動してその通算で期間を満たす場合、各書面に原本証明するか、ホッチキス等で綴じた上で割印が必要(最終書面に原本証明)。	
6	実務講習修了証	登録実務講習を受けて資格登録を受けようとする者 (第一面)項番13に記入の者	講習実施機関の発行する修了証。 ※申請時から過去10年以内の受講に限る。	
7	合格証書の写し又は合格証明書	全員	合格証書を紛失した場合、以下にお問い合わせください(年度は試験合格時期)。 ・昭和62年度以前…宮崎県建築住宅課(0985-24-2944) ・昭和63年度以降…(一財)不動産適正取引推進機構(03-3435-8181)	
8	住民票抄本 (申請者本人の分のみ)	全員	マイナンバーが記載されていないもの。本籍地及び続柄の記載も不要。 ※外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載されている在留資格・在留期間・在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるものを提出。	発行から3月以内
9	身分証明書	全員	本籍地の市区町村が発行する ・成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではない(禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、などと表示) ・破産者に該当しない(破産の通知を受けていない、などと表示) という証明書。 ※外国籍の方は、その旨の誓約書を提出。	発行から3月以内
10	登記されていないことの証明書	全員	東京法務局で発行する 成年被後見人及び被保佐人とする記録がないことの証明書。 ※外国籍の方も必要。	発行から3月以内

国、地方公共団体等における実務経験者においては、各団体の証明書その他の書類が必要となるため、御相談ください。

## ○その他

	書類の名称	対象	摘要	備考
	(様式第5) 許可書	未成年の者	法定代理人が、未成年者が宅地建物取引業に従事することを許可する書類	
	戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	・未成年の者 ・宅地建物取引士資格試験後に氏名変更のあった者		発行から3月以内